十一　自動車運搬船	目標値の〇・八六倍未満	目標値の〇・八六倍以上〇・九四倍未満	目標値の〇・九四倍以上一・〇六倍未満	目標値の一・〇六倍以上一・一六倍未満	目標値の一・一六倍以上
十二　一般貨物船	目標値の〇・八三倍未満	目標値の〇・八三倍以上〇・九四倍未満	目標値の〇・九四倍以上一・〇六倍未満	目標値の一・〇六倍以上一・一九倍未満	目標値の一・一九倍以上
備考　Dwは、載貨重量トン数					

2　前項の表の目標値は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	目標値
一　ロールオン・ロールオフ旅客船（次号に掲げるものを除く。）		$R\times 2023Gt^{-0.490}$
二　ロールオン・ロールオフ旅客船（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十三条の四第一項の規定により千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十章第一規則に規定する高速船コードに従って建造されたものに限る。）		$R\times 6167Gt^{-0.490}$
三　クルーズ旅客船		$R\times 930Gt^{-0.383}$
四　タンカー等（次号に掲げるものを除く。）		$R\times 5247Dw^{-0.610}$
五　タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）		$R\times 5119Dw^{-0.622}$
六　液化ガスばら積船	Dwが六万五千トン以上	$R\times 14405\times 10^{7}\times Dw^{-2.071}$
	Dwが六万五千トン未満	$R\times 8104Dw^{-0.639}$